

横校労

2021年10・11月号 No. 531

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411
TEL 045-321-0512 ・ FAX 045-313-0031
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円 ・ 郵送 1,800円

目次

横浜市教委は教職員・児童生徒を守る具体策を示せ！ 市教委交渉報告 …………… 平川 正浩	2
さいたま訴訟レポート 弁護団よ、これを「不当判決」と呼ばないで何とする！ …………… 朝野 公平	3
教科書「従軍慰安婦」「強制連行」の 「自主」的訂正は政治介入 …………… 朝倉 賢司	4
全学労組 文科省交渉報告 …………… 名児耶 理 あなたたちの答弁が現場の教員を追い込む元凶だ！	5
日録 …………… 菅間 清光	6
読者の声① 東電のあまりにも不合理な主張 …… 田中 敏治	7
読者の声② 3・11とアート 第16回「お腹に地球を持つひと」 …………… 山内 若菜	8

学校の風景

部分休業を取得して思うこと ～何を一番大切にしたいか～

「ただいま」「おかえりなさい」、何気ない日常のやり取りだが、今までこの当たり前が当たり前ではなかった。二人目の子供が生まれ、初めて部分休業を取った。これまでずっと担任を続け、帰るのはいつも八時過ぎ。子供たちは、すでに寝ている。土日は部活で忙しく、子供たちとゆっくり出かけることもできなかった。

部分休業を取るにあたって、かなり悩むこともあった。

た。教員である以上、生徒は大事にしたい。しかし、自分の子供とかかわれないのはもっと辛かった。「自分の子供との時間を大切にしたい」と決心し、部分休業を取ることにした。

これまでと違い一六〇〇に職場を出る。家に着くのは五時過ぎ。子供たちと一緒に風呂に入り、ご飯を食べる。幼稚園で「友達と遊んだ」「絵を描いた」「大きな声で歌えた」という娘たちとの会話を楽しんだ。こういう話ができるのも、いままで部分休業を取らなければわからなかったことだ。

土日も子供たちと出かける。ボールで遊んだり、鬼ごっこをしたりとこれまで以上に子供たちとかわりながら休日も過ごしている。一緒に居ることが多い分、子供たちの成長も間近で感じられる。背が伸びている、掃除を手伝ってくれる、似顔絵が書けるようになったなどである。親として子供の成長を見られるのは、本当に嬉しいことである。

仕事の方は、配慮してもらっている部分もあるが、それでも仕事が終わらない時がある。配慮してもらっても仕事が終わらないということは、普段の教員の仕事が多すぎるということだ。

部分休業を取ったことで、子供と充実した毎日過ごしている。子供とかわる中で、改めて話をじっくりと聞くことの大切さや褒めることの大切さなど、実際の仕事で役立つ部分もあった。部分休業を取るか悩んでいる人は、自分が何を大事にしたいかを考え、今しかできないことを優先してほしい。部分休業を取らなくても当たり前のことが当たり前にできる働き方改革を労使で実現したい。



— 遊び疲れてシンクロして寝る娘たち —

横浜市教委は教職員・児童生徒を守る具体策を示せ!

執行委員長 平川 正浩

横校労は当面の緊急課題について申入れを行い、市教委が回答をしました。以下報告をします。(申入書の全文と市教委回答骨子は横校労ホームページに掲載します)

オンライン授業に関わる問題の解決には程遠い回答

「・・・先生の姿が必ず掲載されるものではなく、スライド資料に音声を入れて説明することもできます。・・・配信された映像を録画して、加工したり、SNS等に掲載することとは禁止としています。」という市教委の回答では、授業を配信する側の著作権・肖像権は誰にあるのかという疑問や、授業画像の切り取り・再投稿・悪意ある画像加工の問題・授業内容についての批判に教職員が晒された時など、いずれの対応策も示せなかったと言わざるをえません。更に、オンライン授業の受け手である児童生徒もまた、画面に映る場合に自宅の背景を含むプライバシー侵害の問題や、児童生徒の肖像権をどのよう

も市教委は具体的に示せませんでした。具体的な事例を想定し、対応策を練っているのが当然だと思えますが、教職員も児童生徒も守る姿勢が見られない市教委の無責任な姿勢が露呈する回答でした。オンライン授業に伴う危険性を認識し、その対策について市教委は早急にその責任を果たすべきです。

PCR検査体制の確立、無症状感染者の早期発見と隔離の体制作りが急務だが

大勢の人間が集まって活動する教育現場は感染の危険性の最前線です。これまで、様々な感染事例が報告されていきます。塾のクラスター発生により多数の陽性者が出て休校になった職場があったり、家庭で陽性者が出て濃厚接触者として児童生徒が出席停止になったりすることも現在では日常的に起こるようになりました。医療、介護現場のように、PCR検査体制の確立、無症状感染者の早期発見と隔離の体制を作っていくことが急務です。いつ感染したり、させた

りしてもおかしくない職場で、不安を抱えながら過ごしている児童生徒、教職員のために、市教委は具体的な対応策を早急に示すべきです。現在文科省のモニタリング調査に伴うPCR検査実施が職場で行われようとしています。その目的の説明はありませんし、陽性になった時の費用の自費負担等が強調されていますが、文科省においても教職員を守っていくという視点が全く欠如しています。感染リスクが高い職場において、管理者として不織布マスクの配付は当然行うべきものです。医療、介護従事者はもとより民間企業でも職員の感染予防のためにマスクが支給されています。しかし、職場の衛生委員会や、学校予算の範囲内で「不織布マスクの職員への配付」を決定した学校に対しその予算の執行を不許可とするばかりか「マスクを配当する予定はありません」と繰り返す市教委の回答は、教職員に「安全・安心」な職場環境を保障するという責任を放棄し、「自助」を要求す

るだけの極めて無責任な態度と言わざるをえません。横校労としては、繰り返し教職員の健康を守る職場環境をつくるよう強く求めていきます。

今年度中の履修目標と高校入試範囲削減の早急な明示要求には

今年度の中学三年生は、昨年度より学習進度に一層の影響を受けています。横浜市が分散登校の延長を行った結果、通常授業に戻った現場では遅れを取り戻せとばかりに、いわゆる詰め込み授業が行われようとしています。児童生徒への加重的負担増、不安を解消するために申入れを行ったのですが「教育課程の編成権は学校にある」というだけで具体的な明示はありませんでした。

修学旅行等校外学習延期・中止に伴う保護者負担軽減について

横浜市は、まん延防止等重点地域に指定されている期間は県外への校外学習を禁止しました。しかし、昨年度は公

費で支払われたキャンセル料が今年は支払わないという一方的な通知を行いました。また、これとは別に企画料の支払いも派生しその額は企画料だけでも一人あたり五〇〇〇円前後にもなります。校外学習禁止の指示によってキャンセル料等が派生しているのだから、その公費負担を一切しないというのは、理屈が通りません。経済的に厳しい状況になっている家庭も多く横浜市は保護者負担軽減に向けた処置を早急に行うべきです。

今回の申し入れに対する市教委の回答は、報告の通り当事者感覚のない大変お粗末なものであり、当然受け入れられるようなものではありません。幾つかの項目は、再申入れを行いました。職場の横校労組合員にご意見、激励、ご支援を頂けたらと思います。それらをエネルギーにして横校労は今後とも交渉を継続し事態解決に向けて努力していきます。

さいたま訴訟レポート

書記次長 朝野 公平

弁護団よ、これを「不当判決」と呼ばないで何とする！

関東で台風による休校が危ぶまれた一〇月一日、教員による超過勤務の残業代請求が棄却となった「さいたま訴訟」を読者はご存知であろう。ニュースや論評は多く、弁護団と同じく「画期的」と評する筋や、「まったく評価しない」として敗訴と分析するものもある。「さいたま訴訟」と同じく超勤を争点にした「94年横浜訴訟」と比較し、両判決に影響を与えた「教員の勤務の特殊性」を考えてみたい。

時間と残業代

教員の超勤の違法性を争った裁判は過去に多くある。横校労も九〇年代、浜教組と市教委で交わされた「覚書・了解事項」をもとに、超勤の「時間による回復措置」を求め最高裁まで争った。今回のさいたま訴訟は、労基法三七条に基づく残業代と国家賠償請求をするものであった。双方の判決は給特法の解釈論が占める部分が大きく、給特法と超勤の癒着を確認できる格好の資料といえる。

残業代の根拠

私の職場の若手に「教員には

何故、残業代がでない？」と尋ねると、沈黙の後「キリがないから」と返ってきた。「ハハハ！

キリなしに、残業して、そうだね」と言ったものの、外れてもいない答えに私も沈黙した。五〇年前、人事院と文部省は「キリがない残業」を無きものとすべく給特法を生み出した。が、そこは流石に行政、大胆な空手形だが、制定直後の訓令で「教員には原則、超勤は命じない」とし、「命じないから、超勤は存在しない」とする言説を流布して久しい。さいたま訴訟の原告の主張は、この原則の例外は四項目に限られており、それ以外の業務（「キリがない残業」には労基法三二条（労働時間）、三六条（時間外及び休日の労働）が適用されるという論を張った。最高裁まで闘った横校労元委員長

の赤田は「現場実態からその実効性は別としても、裁判論理として三六協定違反を明確に主張している点は非常におもしろい」（文献①）と述べている。実際の教員の超勤は、中身を見れば法にある限定四項目以外であることは、中教審も認めるところ。

勤務時間管理は不可能

神奈川法律事務所の高崎量弁護士は、さいたま判決は「残業代請求は原告の労働時間を「検討するまでもなく」門前払いして請求を否定している」（文献②）と分析する。判決後半で論じられる細かな労働時間の検討は国家賠償請求に関する点で、残業代とは無関係なのだ。この労働時間の検討、妥当性を別にすれば現場の教員には一読の価値はある：（一読で十分だが）。また、労基法三七条の適用の有無について「管理者たる校長において、その指揮命令に基づく業務に従事した時間だけを特定して厳密に時間管理し、それに応じた給与を支給することは現行制度下では事実上不可能である」（判決二三項）としている。

これは司法の典型的解釈で、九年横浜判決でも「時間外勤務に関し、教職調整額は、主として教育職員の職務と勤務の特殊性からくる測定不可能、測定困難な勤務に対する給与であること」（判決五項）とある。何故、私たちの勤務時間は測定不可能なのか？

特殊性

両判決は、教員の「職務と勤務態様の特殊性」（給特法第一条）が多用されている。この「特殊性」、古くは一九四九年三月の文部次官通達に登場している。現在の職場でも「我々の仕事は特別」とは聞くことがあるが、私たちの職は特殊なのであるか？私は疑問だ。全ての職種にはそれぞれ特殊性はあり、「教員は特殊」とするのは聖職者的な思い上がりである。これを行政、司法が逆手にとって「特殊ゆえに時間管理は不可能」と規定し、数十年に渡り定額働かされ放題を招いている惨状を、教員は直視すべきだ。

また何が「特殊」なのか？さいたま判決では、指揮下の業務と自発的な業務が「混然一体」となっている点をあげている。しかし、これも他の多くの職業も同じ面はあるし、仮に混然一体としても、それを仕分けするのが労務管理だ。法を曲解、悪用し無定量に働かせている状態を追跡する点で両判決は酷似している。

醜悪そのもの

高崎弁護士はさいたま判決を「醜悪ともいえる」（文献②）としているが、同感…否、「醜悪

そのもの」と私は評したい。日本の裁判には希望のない判決は多い。圧倒的な行政権に裁判所が寄り添う構図は歴然としている。さいたま判決が「請求に理由がない」として、原告を一蹴したことは驚くべくことはない。ところが、裁判長は判決が近づいた頃、世間の注目を知り判決を二週間延期、本文と矛盾する付言を作ったのでないか。「給特法は現場の実情に適合していない」と、にわか仕込みの良心？を披露するなど醜悪そのものだ。両判決は原告に大きな失望を与えた点でも共通している。給特法体制が引き起こす害悪は学校現場を超えて、法廷をも蝕んでいることを眺めるに至り、学校労働者自身が給特法を廃止する運動こそ必要なのである。

参考文献

- (1) 学校労働者に対する変形労働時間制に抗して（第37回教育労働者全国交流会 in 御殿場でのレポート）
—keisuke42001's blog (hatenablog.com)
- (2) 公立学校教員・残業代判決は何が問題か（高崎量）—個人—Yahoo! ニュース
- (3) 教員超過勤務裁判の記録 働き方誌本 IV

教科書「従軍慰安婦」「強制連行」の「自主」的訂正は政治介入

教科書会社の一斉対応にも失望

朝倉 賢司

歴史的事実を正確に伝えよ

「慰安婦」問題での軍の直接的関与や朝鮮半島からの労働力確保のための実質的「強制連行」が全て同一の形態でなかったとしても、軍や政府・行政機関が関与した事実を否定することはできない。歴史修正主義者のもくろみは「慰安婦」や「連行」の事実そのものを否定することにある。

最後に。

政府は合法性を根拠とするが、最高裁判決で「強制連行」と認定している判例の一つを示している。「国民徴用令に基づく徴用令書の交付を受け徴用され」「朝鮮半島から広島市に強制連行され」（二〇〇七年十一月一日第一小法廷…在外被爆者の援護法適用問題）という文言は、今の政府の言う「最高裁判所の判例が存在する場合」に該当する。政府見解の修正、変更と圧力が安倍・菅政権下で進め強められたことは、消し難い歴史的事実となつて残るであろう。

（注）「戦地に設けられた「慰安

施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた。（いわゆる従軍慰安婦）」

れば、各教科書会社は「自主的な改定申請」などではなく、あわてて政府文科省に応じたものであり、教科書会社内部で内容の十分な咀嚼、検討をする余地すら与えていない。結果として五社一斉に用語を変更せざるを得なかったことがわかる。応じなければ教科書検定を通さないゾとの脅しが実態である。時間的な問題でなく、政府による教科書の内容的拘束の強化に対し、経営上の問題があるとはいえず、圧力に屈してしまった教科書会社の、「言論の自由」を簡単に投げ捨ててしまったかのような一斉対応は失望せざるを得ない。それでも清水書院は、「いわゆる従軍慰安婦」記述を維持したうえで、注釈に政府見解の存在を追加している。

帝国書院版は？

昨年横浜市で採択された帝国書院版では、二〇〇〇年版まであった「従軍慰安婦」記述が翌年〇一年版からは無くなり、直近版まで内容も触れていない。「強制連行」は、〇一年版まで

は「強制的に……つれてきて」

九月九日の各新聞紙上で教科書会社五社（山川出版社、東京書籍、実教出版、清水書院、帝国書院）が中高教科書から「従軍慰安婦」「強制連行」との記述を削除・変更するという訂正申請が文科省に提出され、八日付で承認されたと報じた。各教科書二十九点で「従軍慰安婦」を「慰安婦」に、「強制連行」を「強制的な動員」「徴用」に訂正するというのが主な変更である。

政府に強いられた「訂正」

今回の訂正申請は、形式的には出版社からの自主的な訂正申請になっているが、実際は違う。政府、与党（系）さらにその背後にいる歴史修正主義者達からの動きが背景にある。

経緯を見てみよう。二〇二〇年度から中学歴史教科書に参入した山川出版社「中学歴史 日本と世界」の「日本軍慰安婦」記述（注）に対し、「新しい歴史教科書をつくる会」は昨年十二月以降「記述の訂正」勧告を文科大臣に求めてきていた。国会においてはその動きと合わせ

「訂正」五社の動き

この矢継ぎ早の事実経過を見

た、三月二十二日自民党・有村治子議員の質問に対し、萩生田文科相は、政府の統一の見解に基づき教科書検定をする」と「答弁」した。更に日本維新の会・馬場信幸議員の「従軍慰安婦」「強制連行記述」についての質問に呼応した、菅首相の「従軍」は誤解を招く「強制連行」は「募集」や「官斡旋」等様々で、「従軍慰安婦」「強制連行」のいずれも不適切だという答弁に繋がっていく。続いて日本維新の会・藤田文武議員は、政府答弁に基づき記述を変更すべきと政府に求めた。それに応えて菅首相や萩生田文科相は、二〇一四年の教科書検定基準の改訂「政府の統一の見解または最高裁の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述」を根拠に教科書会社に対し「適切に対応したい」と答弁した。そして一週間も経ずに早速政府は各教科書会社にオンラインで「臨時説明会」開催、訂正申請を促すスケジュールを伝えた。

全学労組 文科省交渉報告

あなたたちの答弁が現場の教員を追い込む元凶だ！

書記長 名見耶理

八月三日(月)、今年度の文科省交渉が参議院会館にて開かれた。

全学労組から七組合、計二四名が集まり、交渉の場の設定に協力を仰いだ福島瑞穂参議院議員も同席した。文科省からは財務課給与算総括係長、初等中等教育企画課専門官教育公務員係長、情報教育・外国語教育課課長補佐の三名が対応した。一時間という限られた中で、事前に申し入れた全三八項目のうち、重点項目として、給特法、一年単位の変形労働時間制、そして、GIGAスクール構想の三点に関して交渉が進められた。ここでは主な論点となった内容を報告する。

文科省回答(以下、文)...

「学校における働き方改革を総合的に推進している。在校等時間の把握に関しては各学校の業務を検証し、タイムカード等によって客観的把握をし、勤務時間管理を行うこと、上限時間の方針を示すことを教委に求めている。各学校において、校務分掌の適正化、業務の削減を取り組んでもらうようにしていく。」

全学労組意見(以下、労)...

「答えになっていない。私たちが恒常的に残業しているものについては割増賃金の対象であるということについてどう考えているのか。給特法の限定四項目の残業が全体の何%を占めていると考えているのか。調整額4%で補っているというが、何時間分と把握しているのか。」

文:「給特法は、時間外勤務手当は支給しないとしている。その代わりに勤務時間の内外を問わず包括的に評価して調整額を支給している。」

労:「そんなことわかっていて。限定四項目については4%払っていると言うが、限定四項目は(時間外勤務の)どれくらいを占めているかを聞いている。」

文:「令和四年度の勤務実態調査をもとに実態を踏まえて検討していきたい。」

労:「答えられないということ把握していないということ。把握して

いないのに調整額でと言っている。4%は六、七時間、そんなのは三日くらいで終わる。在校等時間(上限)四五時間とっているが、(差し引いた)三九時間は限定四項目以外の残業で黙示の命令である。文科省もどうにもできなくなり、在校等時間というのをつくった。在校等時間は勤務時間か。」

文:「労基法状の労働時間とは異なる概念である。」

労:「そういう曖昧なことをしているから、#教師のパトン」はどうなったのか。炎上して文科省は閉じた。今あなたたちがいっていることが私たちを追い込んでいる元凶だ。」

労:「現場でも上限時間を超えていないように届け出が出ているケースがある。四五時間が既に労基法違反だ。」

文:「四五時間以内に抑えることが目的でなく、業務の削減を目的と示している。上限時間を超えさせないために持ち帰りさせるのは許されないともいっている。労基法に関して、直ちに懲戒処分ということではなく、残業の削減を、お願いをしていくことは示している。」

文科省の回答は相変わらず学校現場の実態を無視したものである。我々が従事する限定四項目以外のほとんどの時間外勤務は職員会議で決められた事項に基づいて行われる、学校運営上必要な業務のほずである。しかし、それを労働ではないと、悲痛な訴えを前にして平然と云ってのける役人たちは、教育の未来をどう思い描いているのだろうか。まずは来年度の勤務実態調査が適正に行われるよう、注視していく必要がある。



「一年単位の変形労働時間制は同じ職場に超勤ガイドラインを超える者がいた場合は導入できないことを確認すること。」

(ウ) 導入基準を明確にすること。

文:「ガイドライン対象となる者、ならない者が混在するのは制度上は可能。(上限を超えた)以降、削減する措置を取るよう求められる。」

労:「来年の実態調査では過少申告する事態が出てくる恐れがある。そうならないよう十全の策をとるようしてもらいたい。」

自治体によっては制度が制定され、

導入可能となった地域もある。制度上は職員によって導入できる、できないがあったとして、それを一人一人管理職が面談して設定することになる。結果として職員ごとに勤務時間がまちまちになるということが現場の混乱を招くだけであることは明らかであろう。

文:「健康被害等は各学校において適切に配慮してもらいたい。教員の負担軽減も重要な視点。専門的スタッフ複数派遣に取り組んでいきたい。特別支援高等部、高等学校は多様な教育実態があり、個人補助をする場合もある。各県の整備状況を踏まえながら支援していきたい。HPに教科毎、発達段階に応じた活用事例を紹介している。現場の実態を把握しながら集積分析し、教育効果の高い取り組みを発信していきたい。個人情報保護条例において契約に含めている。データの適切な処理などしっかり管理されるよう支援していきたい。今の端末は五年が耐用年数。それを前に準備を検討していきたい。」

労:「校種問わずオンライン授業が行われてきている。オンライン授業は授業としてカウントしないと言っている。文科省としてオンライン授業とはどういうものと考えているのか、双方向か、動画配信でも成立するのか。」

文:「平常時と非常時で分けて考える。平常時であれば端末を有効に活用して学校で行うことが大原則。非常時には色々な場合がある。オンラインでつなげて学習指導したから授業となり得るとはっていない。学

「給特法を廃止し労働基準法を適用すること」

①「給特法」で想定されていない時間外労働に対しては、労基法第三十七条時間外割増賃金が支給されることを明確にすること。

②給特法制定当時とのかけ離れた労働実態把握のために行う勤務実態調査では、適正に調査が行われるようにすること。

(ア) 超過勤務時間のごまかしが行われている実態をどう解消するつもりか。

(イ) 超過勤務四五時間以上の職員を出すよう各地教育委員会に強力指導すること。

習の指導として捉えられるかは通知で確認してもらいたい。」
 労…「子供の安全確保がされてから導入すべき。子供のデータが社会に持ち出される危険性がある。メディアリテラシーは小学校でやっているが足りない。」
 文…「四年間で進める構想がコロナで学びを止めないために急ピッチで進めた状況がある。論点を一步一步進めていきたい。」

コロナ禍で急に進められた感があるGIGAスクール構想であるが、文科省としても様々な対応が追いついていないことが答弁でわかる。そもそも端末は学校で使われることが大前提で、オンライン授業という発想は学習保障の可能性の一つであったにもかかわらず、このコロナの影響で世間からの期待値が上がってしまった。文科省としてはあくまでオンライン授業は授業としてのカウントはできないということから、オンラインを先駆けて進めてきた学校は対応に窮したはずだ。また、子供だけでなく、教員の肖像権や、授業内容が監視される等の問題は、丁寧に準備しなければならぬ。画面に子供の家の情報が写ってしまう、教員の授業風景動画が切り取られて流用されてしまうなど、オンラインという時代の流れで安易に進めてしまう大変な事態が起こる危険性を孕んでいる。この点について横校労は市教委に申し入れを行なったので別項の記事を参照されたい。(今回の文科省交渉の申し入れ全項目と回答文は横校労ホームページに掲載予定)

日録

8/23(月) 母との面会に特養に行くも、叶わなかった。窓口で体調確認の用紙を渡され、質問項目にチェックをしていく。体温の項目から始まる。職員から「目が赤いですよ」との指摘。「目が赤い」という項目に引っ掛かる。一つでも該当すると面会はダメ。昨日の草刈りで、目にゴミが入ってしまったのだろうか。ガツカリ。

9/5(日) アンダーコントロールと嘘をついて招致したオリパラが終わる。巷ではメダルラッシュと騒いでいたが、冷めた目と心の一か月半だった。一人一人の命よりも、オリパラ開催を優先した「この国(7/23~9/5間のコロナ感染者数七二二三六三人うち死者一二四一人、毎日新聞発表数より計算)」。何故か「どこまで続くぬかるみぞ」の歌が頭をよぎる。自分には、権力の横暴だけが際立ったオリパラだった。

9/8(水) 母が約半年ぶりに皮膚科を受診。特養の車で送ってきてもらった車イスの母と、病院で合流。前回は自分が車

で特養に迎えに行つての受診だった。その時も車イスは使っていたが、まだ足で歩くことはできていた。前回の母は、待合室で待つのに飽きてしまった。今回は、遠くを見ている感じで、何の表情も言葉もなく、ボーっとしてじっとしている。認知症が進んでる。あまりの変わり様に、何とも言えない気持ちになってしまった。

9/30(木) 外猫のキーちゃん動物病院へ。歯肉炎のため、二週間に一回の抗生剤注射に通院中。私の動きや態度から、通院の気配を感じ取るようで、縁の下に逃げ込まれてしまい、通院できないことが度々ある。この動きを「猫にキャリアバッグ」と言うらしい。

10/4(月) 彼岸は過ぎてしまつたが、宣言が解除されたので富士霊園に行く。眠っているのは、大学時代にお世話になったアルバイト先のご夫婦。婦りに温泉に入り、サザエのつぼ焼きを食べてリフレッシュ。もちろん一杯もだけど。

(大船支部 菅間 清光)

読者の声

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

横校労ニュースは不思議な力があってこれを読むと昔のこと、今のこと、いろいろと感情が巡ります。いつも思うのは記事が実に身近な話題で組合として何に取り組んでいるのかが良くわかるということ。思えば私が浜教組を抜けたのは、職場で理不尽な経験をした時に、職場の代表の人に相談してみたけれど何も動いてもらえなかったと感じたからでした。組合って何しているところ?という気持ちを払拭できなかったことを思い出しました。また、街の広報紙で知った山内若菜さんの絵画を見に行き損ねた頃、こちらに山内さんと絆を紡いでいる人がいて、気になるものが似ているのも勝手ながら縁を感じていました。8・6月号からますます色味が増えました。「片山氏の肖像」はほんとうに美しく何度も見つめずにはいられません。ペンとおちょこを持った手はユーモラスでしかも力強いです。仕事をよくしそな手だと思えました。この片山氏の佇まいには、山内さんが心の目でとらえたエネルギーが余すところなく表現されてとても素敵です。「横校労」を読むと懺悔したくなるような記憶がよみがえる事もあります。私の昔の記憶にも、今の不勉強にも刺激となつて心が揺れることがしばしばです。それがよくて、購読がとてもしばしばになりました。また、次もお願いします。

(中学校教員)

社会変化が激しく先行き不透明な時代に適応するための教育を模索する中で、自己決定力の涵養を目指す方策として、アクティブラーニングが重要視されたり、タブレットが配付されたりしています。

社会情勢に適応することは個人や公民として社会生活を営む上で必須な条件になりますが、急速な社会変化は決して自然現象だけで起こるものではありません。変化を作り出すとして人があることを意識してほしいと思います。

つまり、変化を是認するだけでなく変化を進めていくことで起こる問題点を意識しながら、教育者として自然や人類、次世代への心配りを忘れないようにしていきたいものです。

職場では、教育委員会や管理職から発出された業務の意味を勘案することなく器用にこなしている人が多いように思われます。しかし、まずはその業務の必要性や問題点を理解することから始めるためにも、適応するだけでなく現状に抵抗するための余裕を持ち続けたいと思います。

ローマ字で「TEKIOU」と「TEIKOU」はわずかな違いですが、これからも批判精神を忘れずに大局的な考え方ができるように横校労を拝読させていただきたいと思ひます。

(小学校教員)

〈泣き寝入り〉せざるを得ない原発被害者たち

―東電のあまりにも不合理な主張―

〜10・8 福島原発かながわ訴訟、東京高裁第8回口頭弁論を聞いて〜

今回はハズレで、日比谷図書館地下ホールでドキュメンタリー映画「2889」を見たが、今回は二倍の倍率だったのにアタリだった。

平岡弁護人の弁論内容は解りやすかった。原発被害者は提訴している人たちだけではないのは誰でもわかってはいることだが、そういう人たちは東電の賠償に納得しているのか？自分の疑問を解いてくれた平岡弁護士のお話をまとめてみました。

① 直接請求の場合。東電の作成した請求書様式の必要箇所に記入して送付すると東電がそれを精査して合意書という名目で支払額を明示するという手順でおこなわれており、つまりは損害項目を決めるのも金額を決めるのも東電側であるから、項目が示されていない個々の損害に対する賠償は無視されている。にもかかわらず、「実際には支払い過ぎていて」などと言っているのは信義に反する。

② 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)における東電の対応。センターは原子力損害賠償

争訟審議会が設けた指針に従った賠償の和解仲介を行うことで被害者の救済を予定した機関。

ここでも東電は「和解仲介案の尊重」を掲げているにもかかわらず、平成二五年以降、和解仲介案を拒否したために手続きが打ち切りとなる案件が相次ぎ、特に集団申立てについては打ち切り案が年々増えてきている。業務を担う総括委員会から「当センターの役割を阻害し、原子力損害の賠償に関する法律が定める損害賠償システム自体に対する信頼を損なう」とまで評価提示された後も東電の対応に変化はない。和解仲介手続きを打ち切られた被害者は二二〇〇〇人にも上る。結果、東電は和解案を

承諾しないという思いが定着し、被害者が集団で申立てをしなくなってしまうのが実情である。和解仲介手続きだけでも延べ人数は二二万六二〇〇人にも登る(令和三年五月末日)。その中で「事故が起こってからずっと東電の酷い対応に付き合わされてきた。もう疲れてしまって、がんばれない」というような声を

あちこちで聞かされる。

③ 裁判に訴えた本件訴訟でも、第一審提訴時から現在までに七名の原告が亡くなった(他に、訴訟取り下げ後に亡くなった原告もいる)。和解仲介手続き申立てで最大規模であった浪江町住民による集団申立てでも打ち切りまでの間に二三八名が亡くなった。訴訟や和解仲介手続きといった法的手続きをとることの計り知れない負担から、あきらめてしまう被害者は数えきれない。にもかかわらず、「訴訟に訴えていない被害者が多いのだから、賠償が充分である」という東電の主張と姿勢はあまりにも実態から剥離したものである。

福島でADRを一五〇件以上扱ってこられたという平岡弁護士の反論は実態に即した東電への反論で、東電の不合理で非人間さがよくわかった。「黒い雨」広島高裁判決が菅首相の上告断念で確定したこととの関連についても、報告集会で話されたことを付記しておきます。
(中支部 田中敏治)

読者の声②

こんにちは。横校労ニュース530号ありがとうございました。カラーで山内さんの絵が活きましたね。素敵でした。内容も充実していました。猪狩さんのルポ、それに片山講演会の感想集、どれも食べるように読みました。片山さんの講演会は他の用事と重なり行けなくて残念でした。また、僕のマイノリティ宣言も面白く読ませてもらいました。実はうちの息子も左利きなんです。数学のテストの計算スペースが右側にあるのをいつも不便がっていました。いつも郵送いただいていたありがとうございます。
(元東京都公立小学校教員)

「横校労」を読ませてもらい、横校労の取り組みの柱は、教員の働きやすさだという事に心から共感しています。

多くの子供たちはこれから、学校ではない、会社や組織で働き、そして社会で生きていきます。今の日本は、働き方改革が進み、ダイバーシティが進められています。世界からは遅れている状況です。さらに、学校はどれだけの遅れをとっているのでしょうか。

教員を目指す子供が少なくなっている今、学校が魅力のある場にならなければ、教員にも、子供達にも、日本にも未来はないのでは、と思ってしまう。
(中学校教員)

夏炉冬扇

2021年9月

- 14日(火) 市教委交渉申入れ
- 15日(水) 東支部会
- 22日(水) 執行委員会

10月

- 1日(金) さいたま超動裁判地裁判決
- 6日(水) 中支部会
- 7日(木) 市教委交渉
- 13日(水) 執行委員会

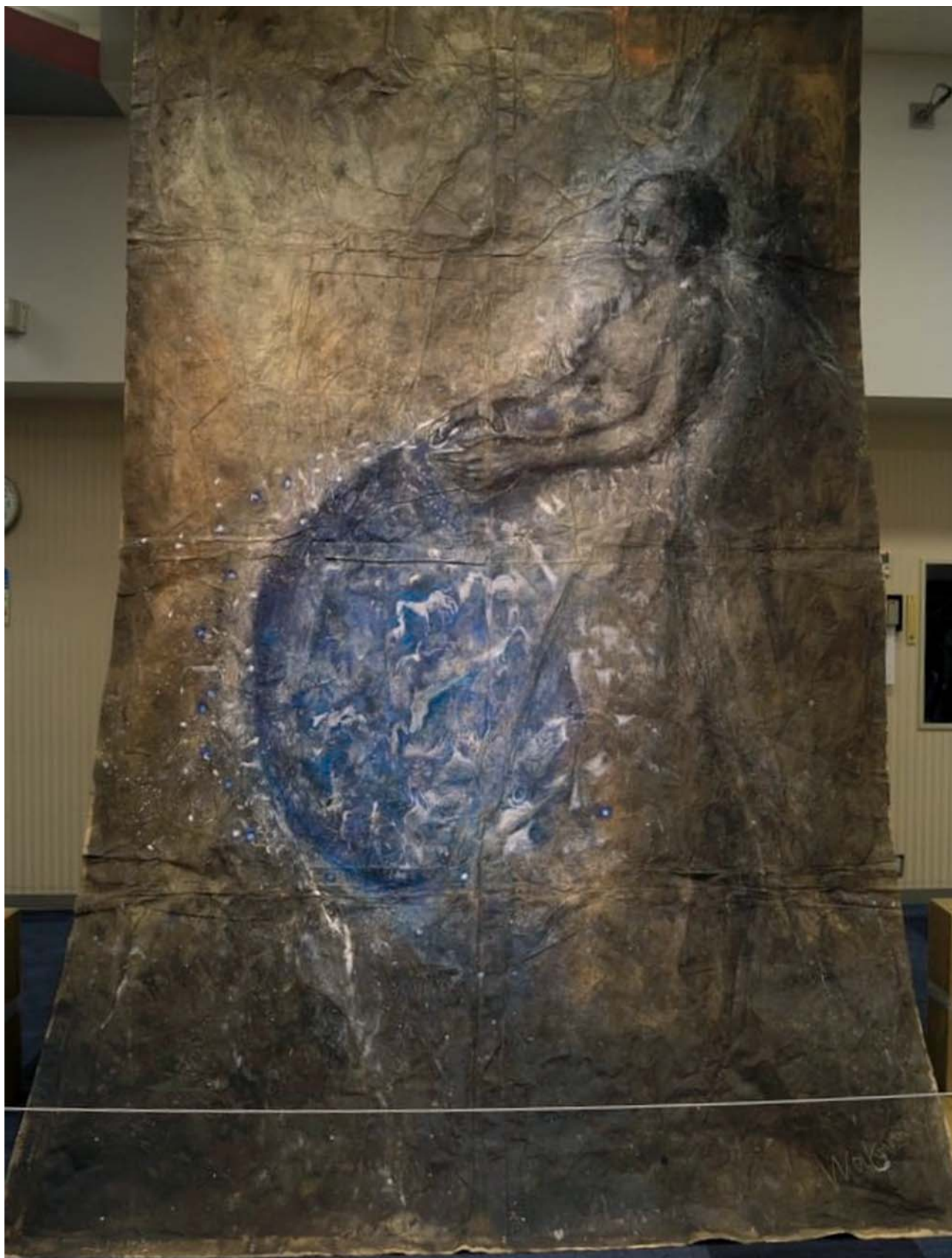
編集後記

定年が五八歳以下の人から段階的に六五歳となっていきます。いつかそうなると思っていました。明確になると気持ちが下がります(先日Y・I・C・A・Nにも載りました)。一〇年ほど前に年金受給開始が六〇歳から六五歳となりました。この五年間の空白はとて長く感じました。五年間は家族や生活の状況が変わる単位のような気がします。八五歳の親は九〇歳になるし、子どもは小学生から高校生になっています。自分や家族が病気になるかもしれません。五年あれば恋人に出会い結婚して子どもが生まれているかも知れません。定年六五歳の次は年金七〇歳でしょうか。そうならないと良いのですが…。総選挙にはそんなことも考えながら投票に出かけます。
(K)

連載第16回

3・11とアート — 「お腹に地球を持つひと」 —

山内 若菜



3.8m × 2.5m

山内若菜情報はこちら

山内若菜HP <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~myama/>
若菜絵ブログ <http://wakanaeblog.seesaa.net/>
または「若菜絵ブログ」と入力

「あなたの命は地球並みに大きい。」
いつも平和講演会ではこのメッセージからはじめます。妊婦さんを描いたこの絵は、人ひとりの命の大きさを体感できるよう、物質的にも大きくしました。生物多様性への思いを込め雲は動物の親子に見えるよう加筆しました。命は地球と同じくらい、宇宙より大きいかもしれません。人も、すべての生物も。